

2017年10月17日 全14頁

企業情報開示と監査、大規模な見直しへ

非財務情報拡充、四半期決算見直し、監査報告書透明化

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- 2017年秋以降、企業情報開示や監査について重要な検討が行われる。
- 情報開示に関しては、事業報告と有価証券報告書の一体的開示、非財務情報の拡充、四半期決算の見直しなどがテーマになり、金融審議会などで検討されると思われる。
- 監査に関しては、監査報告書の透明化が企業会計審議会の監査部会で2017年10月17日から検討が開始される。

目次

I. 企業情報開示の見直し	2頁
1. 2017年秋以降の主要なテーマ	2頁
2. 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示	2頁
3. 上場企業の情報開示のあり方	6頁
4. 四半期開示の見直し	8頁
II. 監査報告書の見直し	10頁
1. 企業会計審議会監査部会で検討	10頁
2. KAM（監査上の主要な事項）とは何か	11頁
3. KAMの記載内容	11頁
4. KAMに関連する財務諸表項目と注記	12頁
5. 各国の導入状況とわが国	14頁

I. 企業情報開示の見直し

1. 2017 年秋以降の主要なテーマ

「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日）では、『形式』から『実質』へのコーポレート・ガバナンス・産業の新陳代謝」の中で、新たに講ずべき具体的施策として「中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進」を挙げている。その中で、「コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上」、「経営システムの強化、中長期的投資の促進」、「事業再編の円滑化」と共に、「企業の情報開示、会計・監査の質の向上」を挙げている。企業による情報の質の向上のため、2017 年以降の検討項目として、下記を挙げている。

「投資家の投資判断に必要な情報の総合的な提供を確保するため、引き続き、関係省庁及び株式会社東京証券取引所は共同して制度・省庁横断的な検討を行い、2019 年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指すなどの観点」（注：下線は筆者）から、下記のような、企業の情報開示に関する総合的な検討・取組みを進めることとしている。

- (1) 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示（2017 年中に成案）
 - (2) 十分かつ公平な情報開示の確保、上場企業と投資家の建設的な対話、中長期的な企業価値向上や中長期的投資促進に資する上場企業の情報開示の在り方を金融審議会で検討（成案を得たものから 2017 年度中に順次取組を開始する）
 - (3) 四半期開示の見直し（2018 年春を目途に一定の結論を得る）
- さらに、(1) (2) に関連して、下記について検討・取組みを行うこととしている。
- (4) 株主総会の招集通知や議決権行使プロセス全体の電子化や株主総会の日程や基準日を国際的に見て合理的かつ適切に設定するための環境整備の取組みを進める（3 月決算会社による 7 月株主総会開催など）
 - (5) 「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス-ESG・非財務情報と無形資産投資-」（価値協創ガイダンス）（平成 29 年 5 月 29 日経済産業省策定）を踏まえた企業の情報提供・報告のベストプラクティスの分析と推進する場の設置など

2. 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示

(1) 経済産業省と日本公認会計士協会での検討

このテーマに関しては、まず、経済産業省の「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」の「企業情報開示検討分科会」で検討が行われ、平成 27（2015）年 4 月 23 日に報告書がとりまとめられている。同報告書のポイントは次ページの図表 1 のとおりである。

図表 1 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書（経済産業省）概要

■1 企業と投資家の対話を促進する観点から、企業情報開示は下記の基本的な考え方を踏まえたものであるべき	
①企業価値評価のために有用な情報が効果的に開示されること	
②対話の質を向上するために効率的であること	
③直接的な対話との相乗効果を高めるものであること	
■2 企業の情報開示の基本的な設計思想として「モジュール型開示システム」を提案	
あるべき姿として開示すべき情報の全体像（一体的、統合的な企業報告の全体像）を認識した上で、そこから投資家にとって必要な「モジュール（まとまった構成要素）」を切り出し、適切なタイミングで提供するという設計思想	
年度の情報開示に関しては、以下の類型を挙げている。	
a)組み込み型:	1つの書類で開示された情報内容を、そのまま別の書類に組み込み又は参照
b)調和・溶け込み型:	1つの書類で開示された情報内容を、別の書類の開示内容として活用し易くする。
c)統合型:	書類を一体化し同一タイミングで開示
■3 中長期的な企業価値を評価するために必要な情報の充実やより効果的な開示の方法も検討されるべき	
■4 年度の情報開示に関しては、下記を提案している。	
ア.速報性が求められる決算短信	投資家の目線から最低限の情報を絞り込み共通利用を図り、それ以上の情報については自由度を高め、特に速報性を求められるものを開示
イ.確報性が求められる監査付の法定開示（会社法の計算書類・事業報告と金融商品取引法の有価証券報告書）	<p>開示情報を一体化するとともに監査を一元化することが望ましい</p> <p>開示情報の一体化については、後発事象等の問題解消の観点、有価証券報告書の情報の株主総会前開示に関するニーズ、諸外国等の状況を踏まえ、モジュール型開示の類型を参考としつつ、下記について検討に期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の制度体系を前提とした場合の具体的な開示方法 ・ 上記に加え、たとえば有価証券報告書のうち、株主総会の議決権行使のために有効な情報を切り出して計算書類・事業報告と統合的に提供する実務的な方法 ・ 特に事業報告・計算書類等の電子化促進と他の電子化情報を組み合わせた統合的な開示を実現すべき <p>監査の一元化も、後発事象等の問題解消の観点、さらには十分な監査期間の確保の観点からも、法定開示の一体化や株主総会のスケジュールの見直し等と合わせ、可能な限り2つ（会社法上と金融商品取引法上）の監査報告書のタイミングを合わせて実質的に一元化を図る方向での監査対応の検討が、関係団体において行われることに期待</p>
ウ.任意開示も含むその他の年度開示（アニュアルレポート、統合報告等）	<p>法定開示との有効な関連付けを検討することも重要</p> <p>決算情報に限らず、企業のビジョンや経営方針、戦略やガバナンス等が、企業の成果や財政状況、持続的な価値創造とどのように結びつくのかを統合的に理解できるような情報の開示など、投資家が必要とする情報を効果的に開示するとともに、情報開示と対話との役割分担と相乗効果を念頭に置くことが重要</p>
■5 株主総会の日程	<p>下記等を考慮し、株主総会までの期間を確保するため、議決権行使基準日を決算日以降の日に定め、その3か月以内に株主総会を開催（例えば3月決算企業が7月に開催）する考え方が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株主が実質的に議案を検討する期間、企業が株主との事前対話を通じて相互理解を深めるために必要な期間が十分に確保できることが必要 ・ 情報の信頼性を確保するため十分な監査期間が確保されていることが必要 ・ 会社法上、議決権行使の基準日を決算日にする必要はなく、3月決算企業が株主総会を6月末に行う必然性はない。
■6 招集通知 ・ 早期化、電子化	<p>株主総会に関係する電子化として下記の推進を提案</p> <ol style="list-style-type: none"> ①招集通知関係情報の早期（発送前）Web開示 ②招集通知関係書類（計算書類・事業報告等）の電子化（米国のNotice & Access制度などを参照） ③議決権行使の電子化

（出所）「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会 報告書」（経済産業省）に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

図表中の■4のイの開示情報の一体化や監査の一元化で理由として挙げている「後発事象等の問題」の「後発事象」とは、決算日翌日から監査報告までに発生した事象のことをいい、当期（当該決算日の属する期）の財務諸表に影響があるため、監査報告までに修正する必要がある「修正後発事象」と、当期の財務諸表を修正する必要はないが、来期以降の財務諸表に影響がある

ため注記する必要がある「開示後発事象」とがある。わが国では、会社法に基づく監査報告書（実務として決算日後 40 日程度）と金融商品取引法に基づく監査報告書（実務として決算日後 80 日以上）の時期がずれているため、会社法上の監査報告書提出後、金融商品取引法上の監査報告書を提出するまでの間に、本来なら修正後発事象に該当するはずの後発事象が発生した場合でも、会社法の開示書類の計算書類と有価証券報告書の財務諸表の単一性を重視し、開示後発事象に準じた取扱いをしている。即ち、有価証券報告書では財務諸表を修正せず、そうした事象が発生した点の注記で足りることとしている。この点が、わが国固有の問題としてかねて指摘されていた。

続いて、日本公認会計士協会（JICPA）が 2015 年 11 月 4 日に「開示・監査制度の在り方に関する提言-会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察-」を公表し、同様の提案をしているが、経済産業省の報告書と比べると、監査の日程確保に重きを置いている感がある。JICPA は、さらに、今年（2017 年）8 月 22 日にも開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告として、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示についての検討」を公表している。同報告では、会社法の開示書類と金融商品取引法における開示書類を一本化する「一元化」と事業報告等と有価証券報告書の記載内容をできるだけ共通化する「一体的開示」とに分け、最終的には一元化を達成するため、一体的開示を段階的に進める方法を示している。一体的開示も、会社法の開示書類と金融商品取引法の開示書類はそれぞれの法定開示期限までに作成し、開示内容の共通化を図る方法と、両法に基づく 1 組の開示書類を一時点において作成・開示する方法を示している。前者については、現行の開示日程を前提とする方法と、定時株主総会の時期を遅らせ（例えば 3 月決算の会社の場合は 6 月下旬ではなく 7 月下旬）、招集通知を 6 月下旬、有価証券報告書を現行の提出期限のまま、定時株主総会の約 1 ヶ月前（6 月下旬）に提出できるようにする方法を提案している。後者の方法はほぼ一元化に近いであろう。

(2) 金融審議会での検討

『日本再興戦略』改訂 2015』では、「企業の情報開示については、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するため、金融審議会において、企業や投資家、関係省庁等を集めた検討の場を設け、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則に基づく開示を検証し、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、四半期開示の一本化、株主総会関連の日程の適切な設定、各企業がガバナンス、中長期計画等の開示を充実させるための方策等を含め、統一的な開示の在り方について今年度中に総合的に検討を行い、結論を得る」こととされた。これを受けて、上場企業等の情報開示制度を管轄する金融庁の金融審議会では、ディスクロージャーワーキング・グループを設けて、平成 27（2015）年 11 月から検討を開始し、翌年の平成 28（2016）年 4 月に「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 - 建設的な対応の促進に向けて -」（以下「金融審ディスクロ WG 報告」）をとりまとめた。

同報告では、決算短信の大幅な簡素化が提案された一方、法定開示書類である事業報告・計算書類と有価証券報告書の一体化に関しては、それほどの進展は見られなかった。ただ、上場

企業が一体化に自主的に取り組むことを妨げないよう、事業報告・計算書類の開示内容については、それを規定する会社法施行規則及び会社計算規則による記載事項と有価証券報告書の記載事項と共通の記載を行うことが可能である旨を明確化することが適当としている。

また、有価証券報告書の「大株主の状況」に関し、算定方法について事業報告と共通化を図ることとされているが、こちらについては特に府令改正等の手当てはなされていない。

金融審ディスクロ WG 報告では、その他、下記も提案されたが、このうち内閣府令等の改正で対応がなされたのは、「経営方針等の記載の追加」のみである。これは決算短信の記載内容の大幅な簡素化に伴うものである。当該事項が決算短信から削除されたことに併せて、有価証券報告書や四半期報告書の記載事項とされた。他の項目に関しては、内閣府令の改正等による対応は行われていない。金融審議会で改正の提案を受けた場合、通常は、実施に向けた法令上の手当てがなされる。それが現段階でなされていないということは、これらの事項の改正に留まらず、更なる見直しを検討し、まとめて実施するという事なのかもしれない。

i. 経営方針等の記載の追加

ii. 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (MD&A)」の見直し

- ・「業績等の概要」および「生産、受注及び販売の状況」を「MD&A」に統合し、「MD&A」に経営成績等の状況（生産、受注及び販売の状況を含む）の概要と、経営成績等の状況の分析・検討内容を記載する。
- ・経営成績等の状況の概要の記載にあたっては、事業全体およびセグメント別の経営成績等の客観的な状況（実績値）を記載する。
- ・経営成績等の状況の分析・検討の記載に当たっては、経営者の視点から企業情報を具体的に、かつ、わかりやすく開示するという MD&A の目的に沿ったものとなるよう事業全体およびセグメント別の経営成績等に重要な影響を与えた要因について経営者の視点による認識と分析などを記載する。

iii. 新株予約権等の記載の合理化

「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」及び「ストックオプション制度の内容」の各欄を統合し、制度の内容を記載することで開示項目の合理化を図る。

(3) 「未来投資戦略 2017」では一体的開示推進を提案

「未来投資戦略 2017」では、このテーマについて次のように述べている。現状の制度的な対応では不十分であり、更なる検討を進め、2017 年中に成案を得るべきという方向性を示している。

「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を可能とするため、引き続き、制度・省庁横断的な検討を行う場において、関係省庁等が共同し、企業・投資家等の意見を聞きながら、異なる制度間で類似・関連する記載内容の共通化が可能な項目について必要な制度的手当て、法令解

釈や共通化の方法の明確化・周知等について検討を加速し、本年中に成案を得る」（注：下線は筆者）としている。

金融庁が未来投資会議の第5回「企業関連制度改革・産業構造改革-長期投資と大胆な再編の促進」会合（平成29年3月10日）に提出した配布資料4-1の「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討」で企業からのコメント例として挙げた項目、経済産業省が提出した配布資料5「経済産業省におけるコーポレートガバナンスの実効性の向上に向けた取組について」の「3. 一体的開示に関する企業の声について」で「開示差異の共通化」に関する声として挙げた項目で、「金融審ディスクロ WG 報告」で取りあげられた項目以外を挙げると、次のとおりである。これらも一体的開示に向けた検討課題となる可能性がある。

- ◆主要な設備、主要な営業所及び工場…有価証券報告書は設備に着眼し詳細な開示、事業報告（経団連ひな型）では営業所の名称・所在地を記載し、営業所が開示の範囲に含まれている。
- ◆役員…事業報告は株主総会前、有価証券報告書は総会後に提出されていることにより差異が生じている。
- ◆役員報酬…事業報告では、社外役員報酬は、取締役・監査役の報酬のそれぞれの内数として開示しているが、有価証券報告書は、外数で社外役員としてまとめて記載されている。
- ◆監査人に対する報酬…有価証券報告書は、監査業務と非監査業務に分けて記載。
- ◆貸借対照表の科目名称（例えば棚卸資産の内訳）

その他、経済産業省からは、企業の声として、コーポレート・ガバナンスに関する記載が有価証券報告書、事業報告、株主総会参考書類、コーポレート・ガバナンス報告書（証券取引所に提出）でなされているのを整理統一し、一覧性を持たせるべきとの意見があった旨が紹介されている。

3. 上場企業の情報開示のあり方

「未来投資戦略2017」では、下記のように述べている。

「本（筆者注：2017）年1月27日に開催された未来投資会議における議論も踏まえ、金融審議会において、企業・投資家、関係省庁等を集めた検討の場を設け、市場や開示をめぐる環境が変化している中で十分かつ公平な情報開示を確保するとともに、上場企業の経営戦略やガバナンス情報等を含む上場企業と投資家の建設的な対話や、中長期的な企業価値向上や中長期投資促進に資する上場企業の情報の開示の在り方について総合的な検討を行い、成案を得たものから本年度中に順次取組を開始する」（注：下線は筆者）

詳細はわからないが、経営戦略やガバナンス情報、中長期的な企業価値向上や中長期投資促進に資する情報というキーワードが挙げられている。足元の財務情報というよりは、MD&A（経営者による財政状態及び経営成績に関する検討と分析）情報やその他の非財務情報（ESG情報を

含む) に焦点を当てているように読める。

ちなみに、2017年1月27日の未来投資会議の「これまでの議論の経緯と今後の検討の方向性」では、Ⅲ. 3. (2) の「②企業と投資家の建設的な対話を通じた中長期投資の促進等」の中で、「ESG・無形投資資産等について、長期的な経営戦略に基づき投資の最適化を促すガバナンスの仕組みや経営者の投資判断と投資家の評価の在り方、情報提供のあり方等について検討する」としている。

経済産業省が未来投資会議の第5回「企業関連制度改革・産業構造改革-長期投資と大胆な再編の促進」会合（平成29年3月10日）に提出した配布資料5「経済産業省におけるコーポレートガバナンスの実効性の向上に向けた取組について」では「3. 一体的開示に関する企業の声について」で、企業から「様式に関する自由度の向上」を求める声があった項目として、2の(3)で述べたコーポレート・ガバナンスに関する項目の他、MD&A情報を挙げている。

他方で、かねて開示がボイラープレートとの批判が高かった有価証券報告書等での「事業等のリスク」の開示の見直しなども金融審議会で検討課題に挙がる可能性がある。

経済産業省は、2017年5月29日に「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス-ESG・非財務情報と無形資産投資-」（価値協創ガイダンス）を公表した。価値協創ガイダンスは、「企業と投資家が情報開示や対話を通じて互いの理解を深め、持続的な価値協創に向けた行動を促す」ための、企業経営者、投資家の手引きや共通言語として用いられること、それを通じて、以下の役割を果たすことを期待されている。

- (1) 企業経営者が、自らの経営理念やビジネスモデル、戦略、ガバナンス等を統合的に投資家に伝える際の手引としての役割
- (2) 第二に、投資家が、中長期的な観点から企業を評価し、投資判断やスチュワードシップ活動に役立てるための手引としての役割

価値協創ガイダンスの基本的な枠組みは以下の6項目からなる。各項目の中で示す事項については、各企業が自社の戦略や目的に応じて柔軟に活用することを想定している。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 価値観（企業理念やビジョン等、自社の方向・戦略を決定する判断軸） 2. ビジネスモデル（事業を通じて顧客・社会に価値を提供し、持続的な企業価値につなげる仕組み） 3. 持続可能性・成長性（ビジネスモデルが持続し、成長性を保つための重要事項、ESGやリスク等） 4. 戦略（競争優位を支える経営資源や無形資産等を維持・強化し、事業ポートフォリオを最適化する方策等） 5. 成果と重要な成果指標（財務パフォーマンスや戦略遂行のKPI等） 6. ガバナンス |
|---|

「未来投資戦略 2017」の工程表ではこの「ガイダンスを踏まえた企業の情報提供・報告のベストプラクティスの分析及びそれを推進する場の設置、機関投資家による運用機関に対するガイダンスの活用促進、非財務情報へのアクセス向上を目的とした関係者による取組」を 2017 年度から中長期的に行うこととしている。この節（3. 上場企業の情報開示のあり方）の冒頭で述べた、金融審議会の「上場企業の情報の開示のあり方の総合的な検討」と重複する部分もあるかと思われるが、その関係がどのようなものになるのかは、現段階では明確ではない。

価値協創ガイダンスで取りあげられているビジネスモデルの開示は、IIRC（国際統合報告評議会）の国際統合報告フレームワーク、英国の戦略的報告書では開示の中核的要素の一つとして挙げられている。EU の指令でも非財務情報の開示項目として挙げられている。わが国では、2017 年 3 月に決算短信の開示内容の簡素化に合わせて実施された有価証券報告書の「経営方針等の記載の追加」の際に記載項目として追加されている。しかし、実際の開示例を見ると、それほど自由度のある記載はなされていないように思われる。そもそもわが国のアニュアルレポートや統合報告書でも、ビジネスモデルについてこなれた開示は少ないように思われる。

無形資産については、研究開発活動のみならず、ノウハウ、ブランド、顧客基盤、知的財産権といった部分の開示も企業の価値創造力を測る上で、有用であると思われる。

また、経済産業省は、上述した未来投資会議の第 5 回「企業関連制度改革・産業構造改革-長期投資と大胆な再編の促進」会合に提出した資料では、企業から開示の合理化の要請があった項目として、下記を挙げている（「金融審ディスクロ WG 報告」で取りあげられた項目を除く）。これらも金融審議会で検討課題に挙がる可能性がある。

同一書類内で開示が重複している項目

- ・発行済株式総数等の推移

開示が過重な項目

- ・1 株当たり情報（計算書類の単体財務諸表における開示）
- ・従業員の状況の連単併存
- ・有価証券報告書の新株予約権やストックオプションの開示と臨時報告書との重複
- ・有価証券報告書の自己株取得と自己株券買付状況報告書との重複
- ・EDINET で開示済み書類の一覧
- ・計算書類の完全子会社との取引

4. 四半期開示の見直し

未来投資戦略 2017 では、下記のとおり、四半期開示について、2018 年春を目途に見直しを検討することとしている。

「四半期開示については、義務的開示の是非を検証しつつ、企業・投資家を含む幅広い関係者の意見を聞きながら、更なる重複開示の解消や効率化のための課題や方策等について検討を行い、来年春を目途に一定の結論を得る」（注：下線は筆者）

前述した、経済産業省の「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」の報告書では、四半期決算短信と四半期報告書のタイムラグが短いことを理由として、両者を一本化することが提案された。さらに四半期情報そのものの意義・有用性についても、下記のような意見が寄せられた。

- 四半期開示が投資家・アナリストの短期志向を招いている面があり、第1・第3四半期の開示義務を廃止し、ビジネスモデルや経営戦略・課題等に焦点を当てるべき
- 四半期情報に対するニーズは、業種・セクターあるいは市場区分等によって異なることから、投資家との対話の中で、企業自らが有用性を判断し、その要否や内容を決定すべき
- 中長期的な方向性の進捗状況を確認するために四半期業績を把握することは有用であり、インサイダー情報に関するリスクの観点からも必要である
- 四半期開示義務の是非については、企業・投資家双方の費用対効果、市場関係者に及ぼす影響といった多面的な観点から、海外動向も踏まえつつ、引き続きの検討が必要である。

同報告書の概要では、四半期開示による投資家・アナリスト等の短期情報への反応に過剰な部分がないか、そのような反応が資本市場にいかなる影響を及ぼしているかを検証し、問題が認められる場合には、それを是正する方策について、統合的開示や中長期的な開示と合わせて検討されることが期待されるとしている。短期主義の是正のため、四半期開示を見直すべきという考え方が示されているように思われる。

一方、金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループでは、発行者側からは、四半期開示の簡素化や四半期決算短信と四半期報告書の一本化を求める意見が出されたが、「金融審ディスクロ WG 報告」ではそのような方向性は示されなかった。

未来投資会議の企業関連制度改革・産業構造改革会合では、短期主義を助長するものとして四半期開示の義務付け廃止を、ほぼ毎回、強硬に主張する委員がいた。しかし、企業代表からも投資家代表からも短期主義を助長するという考えに対しては否定的な意見が多く出された。具体的には次のような四半期開示にポジティブな意見も寄せられた。

- ◆ 四半期開示は投資家と企業のコミュニケーションにおいて、非常に有用な制度であり、あってもいいのではという意見（作成者代表）
- ◆ 持続的な企業価値向上に向けたラップタイムの検証に使っているとの意見（機関投資家）
- ◆ 四半期開示については、長期の企業の経営計画の進捗をモニタリングするという意味ではあってもいいのではないか（GPIF）
- ◆ 四半期開示をやめた英国の場合は、四半期開示が導入されたのはリーマン・ショックの年ということもあり、その後に経済がゼロ成長になったという面があるが、わが国では四半期開

示導入前も導入後も共に成長なしということで変わっていない（証券取引所）

- ◆四半期開示については、当初レビューの不要な簡素な制度から開始したが、経済界から数字の保証が適切に行われていない、比較可能性の確保が必要との指摘を受け、現在の制度となったとの指摘（証券取引所）

他方で、四半期決算短信と四半期報告書の開示が重複しており一本化すべきとの意見があった。

その後、2017年1月27日の第4回未来投資会議では、安倍首相が「過度に短期的、投機的取引に陥ることなく、中長期的な企業価値の向上を後押しする観点から、四半期報告を含め企業情報開示のあり方を見直し、投資家が真に求める情報が効率的、効果的に開示されるようにしていきます」ととりまとめた。

ちなみに、四半期報告の廃止を強硬に主張していた未来投資会議のメンバーも、2017年3月10日の第5回の企業関連制度改革・産業構造改革会合では、四半期開示を直ちに廃止するのではなく、廃止を目標として段階に見直していく案を提案した。

したがって、金融審議会の検討でも、四半期開示を直ちに廃止という話ではなく、前回の金融審議ディスクロージャーWGでの積み残しとして、四半期決算短信と四半期報告書の一本化などが議論されるのではないと思われる。四半期決算短信は速報、四半期報告書は確報としての役割がそれぞれあるが、審議会での成果を示すために、仮に一本化されとした場合、四半期決算短信に一本化されたならばレビューは行われず、金融商品取引法等の虚偽記載等の罰則や民事責任に関する規定なども適用されないことになってしまう。開示される情報の品質といった観点からは四半期報告書への一本化が望まれる。四半期決算短信に一本化するのであれば、現在は四半期報告書で開示するという理由で省略されている注記等の情報についても、決算短信で開示するなど、提供される情報の量は落とさない方向での検討が望まれる。

II. 監査報告書の見直し

1. 企業会計審議会監査部会で検討

平成29（2017）年6月26日、金融庁は「『監査報告書の透明化』について」という文書を公表し、監査報告書の透明化に向けて企業会計審議会ですべて具体的な検討を開始する旨を明らかにした。これは、IAASB（国際監査・保証基準審議会）が2015年1月にISA701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」を公表したことを受けてのものである。監査報告書に、会計監査人が会計監査を行う上で重要と判断した項目をKAM（監査上の主要な事項）として記載し、そのように判断した理由や対応などに関する記述を求めるものである。ちなみに、IAASBは、IFAC（国際

会計士連盟)に設置され、国際的な監査基準 (ISA) を審議・設定する。設定された ISA は、わが国においても監査基準や監査基準委員会報告書¹などに反映されている。

金融庁の文書は、これと同様の内容について、わが国でも、会計監査人による監査報告書への導入に向けた検討を行う旨を示していたが、2017年9月8日に開催された企業会計審議会総会において、監査部会で検討されることが正式に決定された。同年10月17日の監査部会から議論が開始される。

2. KAM (監査上の主要な事項) とは何か

IAASB の改定後の ISA701 では、会計監査人は、KAM を決定するとともに、財務諸表に関する意見を形成した上で、監査報告書において、当該事項について記載することを義務付けられている。

KAM とは「監査人が統治責任者にコミュニケーションを行った事項から選択され、当事業年度の財務諸表監査において監査人の職業的専門家としての判断によって最も重要とされた事項」をいう。会計監査人が統治責任者とコミュニケーションを行った項目から選択する。

統治責任者 (Those Charged with Governance) とは、「企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織」をいい、「これには、財務報告プロセスの監視が含まれる」²。わが国の場合は、監査役、監査役会、監査等委員会、監査委員会 (以下「監査役等」) を想定しているもようである。

会計監査人は「特に注意を払った事項」を、以下を考慮して決定する。

- ・ 重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された、又は特別な検討を必要とするリスクが識別された領域
- ・ 経営者の重要な判断を伴う領域 (見積りの不確実性が高いと識別された会計上の見積りを含む) に関連する重要な監査人の判断
- ・ 重要な事象又は取引が監査に与える影響

会計監査人は、「特に注意を払った事項」から最も重要な事項を KAM として決定することとされている。

IAASB は、2015年4月22日に、「監査報告-監査上の主要な事項の文例」を公表している。この例では、KAM に該当する項目の例として、「のれん」、「金融商品の評価」、「新しい会計基準の影響」(連結の範囲等に関するもの)、「確定退職給付資産及び債務の評価」、「収益認識」「リストラクチャリング引当金」などが挙げられている。

3. KAM の記載内容

IAASB の ISA701 によれば、KAM の記載内容としては、その内容の他、下記を記載する。

¹ 公認会計士・監査法人による財務諸表監査の実務指針で、日本公認会計士協会が発表している。

² 監査基準委員会報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」第9項

- ① 財務諸表に関連する情報が開示されている場合は、その情報への参照
- ② 当該事項が監査にとって重要であり、KAM であると判断した理由
- ③ 当該事項に対する監査上の対応

②に関しては、いわゆるボイラープレートな記述内容にならないよう、企業の個々の状況に直接関連付けることとされている。

③には、以下の記載が含まれることがある。

- ◆当該事項に最も関連した又は評価した重要な虚偽表示リスクに特有の、監査人の対応又はアプローチの特徴
- ◆実施した手続の簡潔な説明
- ◆監査人の手続の結果を示す記述
- ◆当該事項に関する主要な所見

留意すべきは、KAM は財務諸表やその注記を代替するものではないという点である。すなわち、財務諸表や注記で開示されていない一次情報の提供を目的とはしていない。ただし、提供することはできる。これには、会計監査人が一次情報を提供する可能性を残すことにより、企業に自主的な開示を促している側面があると思われる。また、監査意見は財務諸表全体について表明される。KAM は、全体の監査意見と異なる個別意見を述べるものではない。

ちなみに、英国では、KAM に関する発見事項 (findings) を記載している例が多数見られ、投資家はこれを歓迎している。

4. KAM に関連する財務諸表項目と注記

(1) 財務諸表本体での情報開示の拡充が望まれる

KAM の導入により監査報告書が拡充された後は、アナリストや機関投資家には、財務諸表が適正か否かだけを確認するのにとどまらず、KAM に記載された内容について分析・取材等を実施していくことが期待される。アセット・オーナーはそれを要求するのではないと思われる。その結果、アナリストや機関投資家は、財務諸表のサプライチェーンに関連する当事者として、取材やエンゲージメント等を通じて、監査の品質向上やそれを通じた財務諸表の品質向上に一定の役割を担うことになるであろう。

ただし、KAM に記載されている情報だけでは、アナリストや機関投資家が、十分な分析はできない可能性が高い。わが国では経営者の判断や会計上の見積もりについて、その前提となる情報が財務諸表やその注記において、必ずしも、十分に開示されていないからである。上述したように、会計監査人は、企業が財務諸表や注記で開示していない情報を監査報告書に KAM に関する記述として記載することは可能である。しかし、このような一次情報の提供は、監査報告書の本来的な役割ではない。KAM の情報の有効活用のためには、企業側にも、KAM で指摘された事項については、個々の規則等に定められていなくても、財務諸表の利用者が理解するために必要な情報は開示することが期待される。そもそも、わが国の情報開示は、ルールで定められたことのみ開示すればいいというコンプライアンス・モデルではなく、利用者が理解するのに

必要な情報を適切に表示・開示する、フェア・プレゼンテーションを前提としている。そのことを考えれば、例えば、KAMについて、財務諸表やその注記で追加的な情報開示を求める包括的な規定を設ける（拡充する）ことも、検討の余地があると思われる。

(2) IAASB での新たな動き

ちなみに、IAASB では現在、ISA540「会計上の見積り及び関連する開示の監査」の見直しのプロジェクトを進めており、2017年4月に公開草案を公表している。これは、会計上の見積もりを必要とする項目の監査を定めている。わが国の監査基準委員会報告書540「会計上の見積もりの監査」のもととなるものである。IAASB では、2015年から19年の5カ年戦略や2015・16年の2カ年の作業計画で広範な観点から当該基準の見直しを行う予定であったが、他方で2018年1月1日から適用されるIFRS9号「金融商品」では、貸付金の減損について、従来の発生損失アプローチから予想損失アプローチに変換することとしている。これに合わせて、IFRS9号への対応に特化したISA540の見直しが必要との指摘があった。IAASB はISA540の見直しについて、二つに分けて対応すべきかを検討したが、結局、IFRS9号に特化しない全面的な改定プロジェクトとして検討することとし、2016年3月にプロジェクトの提案を公表し、17年4月によりやく公開草案の公表にこぎ着けた。公開草案は17年8月まで意見募集を行った。

この基準の対象となる項目はかなり広範であり、公開草案では下記が例示されている。

- ・ 棚卸資産の陳腐化 ・ 製品保証 ・ 減価償却方法
- ・ 長期契約（工事契約なども含むと思われる）
- ・ 訴訟の和解と判決から生じる費用の見積もり
- ・ 予想信用損失（IFRS9号の貸付金の減損）
- ・ 保険契約債務
- ・ 金融商品（活発な市場で取引されていない複雑な金融商品を含む）
- ・ 従業員年金債務 ・ 株式報酬
- ・ 営業権や無形資産などを含め、企業結合において取得された資産又は負債
- ・ 処分目的で保有する財産又は設備
- ・ 独立した当事者間で行われる金銭的対価を伴わない資産又は負債の交換を含む取引、例えば異なる業種のプラント設備の非貨幣的交換
- ・ インフラ資産の評価

公開草案では、見積もりの要素を含む項目について、「複雑性」、「経営者による判断の必要性」、「見積もりの不確実性」を含むリスク要因に左右される程度又はその影響を受ける程度を考慮して、重要な虚偽表示のリスクを識別・評価することとしている。

公開草案では、会計上の見積もりの開示に関して、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される事項に照らして合理的であるか否か、会計監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手することを要求している。フェア・プレゼンテーションの枠組みの場合、企業が会計上の見積もりに関して財務諸表の利用者が理解するために適切な開示を行っているか、会計監査人は監査証拠を入手する必要がある。会計監査人が、適正な表示を確保するために追加的な開示が必要

と判断することもあり得る旨も示されている。

KAM には、ISA540 の対象となる項目が該当することが多いと思われる。上記のような、会計上の見積もりが必要な項目について、会計監査人が追加開示を要求し得る規定が設けられることは、財務諸表の利用者にとって歓迎すべきであろう。

5. 各国の導入状況とわが国

ISA701 と同様の記載内容が拡充された監査報告書の、英国、EU、米国における導入状況は次のページの図表 2 の通りである。

この他、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、香港、シンガポール、中国、ブラジル、北欧 3 カ国、インドなども導入している、ないしは導入の方向である。これ等の状況を見る限り、わが国は現状、監査報告書の拡充に関しては立ち遅れている状況である。

監査報告書が「透明化」後のものか否かは、警告が付されていなくても、海外の投資家やアナリストが見れば、一目でわかる。わが国企業の財務諸表や監査の品質について、かつてのレジェンド問題のように、いたずらに疑義が抱かれることのないよう、資本市場関係者全体での、迅速かつ的確な対応が求められよう。

図表 2 各国の監査報告書の透明化の導入状況

年月	国・地域	
2013年6月	英国	2012. 10. 1以後開始事業年度（暦年決算では2013年12月期）から適用
2014年5月	欧州委員会	PIE（社会的影響度の高い事業体）の法定監査に関する規則の公表。2016. 6. 17（暦年決算では2017年12月期）から適用開始
2015年1月	IAASB	ISA701等の改訂。2016. 12. 15以後に終了する上場会社の財務諸表の監査報告書（暦年決算の場合は、2016年12月期）から適用
2017年6月1日	米国	PCAOB（米国公開企業会計監視委員会）が、監査報告に関する新しい監査基準を公表。以下の監査から適用 大規模早期提出会社：2019. 6. 30以後終了事業年度（暦年決算なら2019年12月期）の監査 その他の基準準拠会社：2020. 12. 15以後終了事業年度から適用（同2020年12月期）の監査 なお、米国ではCAM（Critical Audit Matters）
2017年6月26日	日本	金融庁「『監査報告書の透明化』について」を公表

（注）オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、香港、シンガポール、中国、ブラジル、北欧 3 カ国なども導入

（出所）各規則・基準・報告書、日本公認会計士協会資料などを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成